══════公布された条例のあらまし══════

◇鳥取県議会委員会条例の一部改正について

１　条例の改正理由

委員会における傍聴環境を整備するため、傍聴に関し必要な事項を議長が定めることについて所要の改正を行う。

２　条例の概要

（１）　委員会の傍聴人数の制限、傍聴人の遵守事項その他傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定めることとする。

（２）　施行期日は、公布日とする。